

一 般 競 争 入 札 公 告

1. 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

精 米（平成22年度熊本県北産 ヒノヒカリ100%2等級以上） 8,700kg
もち米（平成22年度熊本県産） 180kg

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による

(3) 納入期限

（自）平成22年10月 1日 （至）平成22年12月31日

(4) 納入場所

熊本県合志市栄3796番地 国立療養所菊池恵楓園 栄養管理室

(5) 入札方法

(1) に示す物品ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額については、購入物品のほか納入に関する一切の費用を含めた額とする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (3) 購入物品に係る迅速な納品体制が整備されていることを証明した者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒861-1113 熊本県合志市栄3796番地
国立療養所菊池恵楓園 事務部庶務課栄養管理室
TEL 096-248-1131 内線 259

- (2) 入札説明書の交付方法・交付期間

(1) の交付場所にて平成22年 9月 1日（水）から交付する。

- (3) 開札の日時及び場所

平成22年 9月22日（水） 13時10分 当園小会議室

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免 除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

入札者は開札の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他詳細は入札説明書による。

平成22年 9月 1日

支出負担行為担当官

国立療養所菊池恵楓園

事務部長 北見 学

入札説明書

国立療養所菊池恵楓園の食糧品に係る入札等については、会計法に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等 支出負担行為担当官
国立療養所菊池恵楓園事務部長 北見学
※調達機関番号 017
※所在地番号 43

2. 競争入札に付する事項

- (1)品目及び数量 精米（平成22年度熊本県北産 ヒノヒカリ100%2等級以上）
8,700kgほかもち米（平成22年度熊本県産）180kg
(2)契約期間 平成22年10月 1日から平成22年12月31日まで
(3)納入場所 熊本県合志市栄3796
国立療養所菊池恵楓園 事務部庶務課栄養管理室

(4)入札方法

最低価格落札方式により落札者の決定を行うものとする。

- ① 入札者は、調達物品の本体価格の他、運送費、人件費等納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札単価とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (5)入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当するものは、競争に参加する資格を有さない。

- ① 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者。
② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人としてしようする者についても同じ）。
(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
(イ) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
(ウ) 落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
(エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。
(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- (ア) 資格申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

4. 入札書の提出場所等

(1)入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒861-1113 熊本県合志市栄3796

国立療養所菊池恵楓園 事務部庶務課栄養管理室

TEL 096-248-1131 内線259

(2)入札書の受領期限

平成22年 9月21日 17時00分 (郵送の場合は期限までに必着のこと)

(3)入札書の提出方法

① 入札書は別紙の様式により作成し、直接提出する場合は封筒に入れて封印し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)及び「平成22年9月22日開札『一般競争入札 備蓄食糧品(精米及びもち米)』入札書在中」と朱書すること。

② 郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「平成22年9月22日開札『一般競争入札 備蓄食糧品(精米及びもち米)』入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮に直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記4①宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③ 入札者は、提出後は入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4)入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

② 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が改札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

(5)入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6)代理人による入札

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む)をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。

② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7)開札の日時及び場所

平成22年 9月22日 13時10分 国立療養所菊池恵楓園小会議室

(8)開札

① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせ行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合の他、開札場を退場することができない。

⑤ 入札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない時は、再度の入札を行う。

5. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加希望する者は、封印した入札書を本説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類とともに、本説明書4の(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 競争参加資格の確認のための書類

- ① 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ③ いったん受領した書類は返却しない。
- ④ いったん受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 落札者の決定方法

- ① 本入札説明書4の(3)に従い、書類を添付して入札書を提出した者であって、本説明書3の競争参加資格の要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない時は、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、その者が契約書の案に記名押印をし、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印した時は、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件 支払方法等の詳細については別紙契約書(案)に規定する。